

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
がと、
の翌日)

目 次

◇ 告 示 保険薬剤師の登録(保険課)

土地改良事業の認可(五件) (農村整備課)

土地改良事業の工事の完了(〃)

県道の区域の変更(道路課)

県道の供用の開始(〃)

都市公園の設置(都市計画課)

都市計画事業の事業計画の変更の認可(〃)

◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

告 示

鳥取県告示第九十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

平成三年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
西 垣 千 恵	鳥薬第七七〇号	平成三年一月三十一日

鳥取県告示第二百号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業(農村基盤総合整備事業津ノ井(紙子谷)地区区画整理)を平成三年三月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成三年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業津ノ井東（杉崎）地区農業用排水）を平成三年三月四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成三年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業津ノ井東（杉崎）地区暗きょ排水）を平成三年三月四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成三年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項に

において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業津ノ井東（生山）地区暗きょ排水）を平成三年三月四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成三年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、会見町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）宮前地区農業用排水と暗きょ排水を一体としたもの）を平成三年三月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成三年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百五号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第三項の規定により告示する。

鳥取県告示第二百八号

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、次のとおり都市公園を設置する。

平成三年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 名称

鳥取県立鳥取駅前風紋広場

二 位置

鳥取市東品治

三 区域

別紙図面のとおりとする。

四 供用開始の期日

平成三年三月九日

（「別紙図面」は省略し、鳥取県土木部都市計画課において一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路路事業 三・四・七号停車場卵垣線

三 事業施行期間

昭和六十三年五月十七日から平成九年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分 なし

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに關する講習会を次のとおり開催する。

平成3年3月8日

鳥取県公安委員会委員長 廣 中 卓 藏

1 講習の種類別

(1) 初心者講習

法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。

(2) 経験者講習

現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	平成3年4月18日 午前10時30分から 午後4時00分まで	米子市柗町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	倉吉、八橋、米子、 境港、溝口及び黒 坂の各警察署の管 内に居住する者
	平成3年4月4日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市柗町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	倉吉、八橋、米子、 境港、溝口及び黒 坂の各警察署の管 内に居住する者
経験者講習	平成3年4月24日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会議棟3階 大会議室	岩美、鳥取、郡家、 智頭、浜村及び倉 吉の各警察署の管 内に居住する者
	平成3年4月24日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会議棟3階 大会議室	岩美、鳥取、郡家、 智頭、浜村及び倉 吉の各警察署の管 内に居住する者

3 受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の

用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの
現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者

イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

4 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間

イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

5 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

6 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地在を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

7 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 3,000円
イ 経験者講習 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆）

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】